

2016 年 5 月

Contents

- 1 【タイ】タイの競争法の改正の動向
- 2 【ロシア】ロシアにおける商取引法の改正：2016 年と今後に向けて
- 3 【ブラジル】コンプライアンス・プログラムに関するガイドラインの公表
- 4 【シンガポール】会社法改正アップデート：二段階目の改正と改正後の状況
- 5 【ブラジル】アポスティーユに関するハーグ条約の批准
- 6 【トルコ】イスタンブール証券取引所の新規上場要件

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国（ブラジル・ロシア・トルコ等）の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【タイ】タイの競争法の改正の動向

近時は世界的に市場における公正で自由な競争を確保するために各国で競争法の整備が進んでおり、日本企業の活動が複数の国に跨って行われることも多くなったこともあり、グローバルに活動する日本企業にとって、日本以外の競争法の内容及びその適用の有無についても無視することができなくなっている。

タイにおいても、1999 年競争法が存在し、法律上、タイにおいて事業を行う企業によるカルテルや市場における支配的な力を濫用するような行為は禁止されているものの、実際に効果的に適用されているとはいえない（競争法の施行後、競争委員会により問題ありとされた事例は 1 件しかなく、その件ですら最終的には刑事事件として立件はされていない。）。また、企業結合に関する届出に関する要件（基準）等、法律を適用するための具体的な要件が、下部規則で定められることが競争法に定められているものの、その具体的な要件が未だに定まっていないような場合や、抽象的な文言は定められているものの各要件の具体的な基準が明らかでない場合も多く、実際の場面で具体的にどのような点に気を付ければいいのか、不明なところも多かった。

しかしながら、そのような状態を改善すべく、本年 2 月に競争法の改正案が閣議決定され、競争法の改正に向けての動きが活発化している（もっとも、閣議決定されただけであり、この後、実際に法律が成立し、施行されるまでには、まだ相当の時間を要すると考えられる。）。

そこで今回は、改正案の主な項目をお伝えする。

①競争法において規制の対象となる主体の基準となる「市場における支配的地位を有する事業者」(Business Operator with Market Domination)の内容につき、支配的地位の具体的な内容につき、取引競争委員会によりその基準が発行され、5年に一度見直されること。

これにより時代に応じて具体的な支配的地位の要件が柔軟に定められることになるう。

この点、現在の支配的地位の判断基準は、市場における50%以上のシェアを有し、かつ10億パーツ以上の年間売り上げがあることであるが、これまでの当局の検討状況によれば、改正競争法の下での判断基準は、市場における30%以上のシェアを有し、かつ5億パーツ以上の年間売り上げとなり、その判断基準が厳格化される予定である(この点は改正案に直接含まれておらず、決定事項ではないので、引き続き注視する必要がある。)

②独立した取引競争委員会の設置の必要性が定められていること。現在のタイ取引競争委員会を、保険会社を管轄するタイ保険委員会(Office of Insurance)のように、独立した機関として再構築することで、タイにおける取引の監視を強化することを目的としている。

③競争法違反の事案については、知的財産・国際取引裁判所において取り扱われることが定められている。知的財産・国際取引裁判所は、通常の民事裁判所とは別に、知的財産や国際案件を取り扱う裁判所として設立されている裁判所であるが、今後ビジネスに通じている裁判官から構成される知的財産・国際取引裁判所での処理により、より適切な案件処理が期待される。

④競争を大きく減殺するような合併が行われる場合には、合併を行う事業者は事前に競争委員会に通知をし、その承認を得なければならない。もっとも、現行の競争法と同様に、その通知をし、承認を得るべき合併の規模については開示されておらず、引き続きその基準の策定につき注視する必要がある。また、当該事業者は、その後3年間の財務諸表を競争委員会に提出し、競争委員会がその合併の効果を検討する機会を提供しなければならない。

⑤競争委員会は、カルテルや競争を減殺する大きな効果を有する契約や制限の当事者のうち、主要な立場にない事業者については、その罰金を軽減するための基準を定めるものとする。もっとも、いわゆるリニエンス制度(会社が自社の判断で自社の違反行為に係る事実の報告を公正取引委員会に行う場合に、当該会社に対する措置を減免するもの)は定められていない。

⑥競争法違反に対する刑事罰としての罰金を600万パーツから、違反事項が行われた年の売り上げの20%まで引き上げ、他方で合併やカルテル等に対する刑事罰としての懲役刑の免除を認める。

以上が今般検討されている競争法の改正案の主なポイントである。改正競争法がいつ頃施行されるかについては、現時点では未定であるが、多くの日系企業が活動しているタイにおける競争法の改正は、現地の日系企業の大きな関心事でもあることから、引き続きその動向に注目し、アップデートがあればさらに報告する予定である。

弁護士 安西 明毅
akitaka.anzai@amt-law.com

2. 【ロシア】ロシアにおける商取引法の改正：2016 年と今後に向けて

2015 年、ロシア民法の改正法が施行された。この改正法は、ロシアの債務法改革の一環である。ここでは、改正法のうち、商取引に影響を与えるであろう主要な改正について説明する。

実務の観点からすると、改正法は、ロシアで商取引に携わる者のニーズを反映するためのものだといえる。そのニーズというのは、①信義誠実の原則が適用される範囲を明確にすること、②「保証（warranties）」や「補償（indemnity）」といった、ロシア以外の法域のものと類似したルールを認めること、および、③新しい類型の義務や契約を導入することである。

改正法は、商取引関係の法的安定性を高め、また、当事者の契約の自由を強化していくことになると思われる。今後、ロシアで商取引に携わる際には、以下のルールを積極的に使っていくことになる。

1. 信義誠実の原則

これまでは、ロシアで商取引を行う場合、権利や法律上の利益が信義誠実の原則の下で保護されるのかどうか、不明確なところがあった。それは、信義則を具体化する規定が不十分だったことによるところが大きい。信義則は過去約 20 年にわたって発展してきたが、このたびの改正法は、実務上、どの程度、どの範囲で信義則を使い、それに依拠できるかを法令上明確にするものである。

ロシア連邦最高裁判所は、信義則を次のように解釈している。すなわち、信義則とは、民事上の関係において通常期待される程度に、相手方の権利と法律上の利益に適切に配慮し、例えば、必要な情報を提供するという形で相手方に協力することである。

法令上の根拠に基づいて相手方から申立てがあった場合のみならず、明らかに公正な慣行から逸脱していると裁判所が職権で認めた場合にも、当事者の行為が信義則に反する行為だと認定されることがありえる。

このたびの改正法の下では、商取引の契約について交渉する際にも、信義則に基づく法的保護を受けることができる。これまでは、当事者は、契約締結前の交渉段階で行ったことや言ったことにそれほど注意を払ってこなかったのではないと思われる。しかし、改正法の下では、契約締結前の交渉段階での言動は、法的な意味を有し、それによって法的責任を負うことがありえる。このようなルールを採用することで、当事者が、契約締結前の交渉段階から一定の注意を払うようになることが期待されている。そのことで、真意に沿わない取引関係に入ってしまう事案を減らすとともに、交渉段階での説明とは異なる内容の契約を締結した上で契約上の権利を行使するというような、契約上の権利が濫用される事案を減少させることになるだろうと思われる。

信義則は、既存の契約の法的安定性を高める。それというのも、信義則は、「商取引契約の相手方から契約上の義務の履行を受けておきながら、自分の契約上の義務は完全に履行していない場合、その当事者は、契約の無効を主張することができない」というルールの基盤にもなるからである。

2. 外国法と類似したルール

保証 (Warranties)

ロシア法は、多くの大陸法系の法域と同様に、コモンローや国際的な契約実務の影響を受けている。これまで、ビジネスに携わる者は、ロシア法の下で無効だとされるリスクを認識しつつ、「保証」として一般に知られているものに類似した条項を契約に入れることが多くあった。

改正法の下では、ロシア法において「保証」の概念が認識されることとなる。それによって、例えば、契約の目的である事柄、契約締結権限や契約当事者の財務状況といった事柄について、当事者は、相手方に対して保証を与えることができる。保証を与えた当事者は、保証に違反した場合、相手方に対し、損失の補償をしたり、契約に定められた違約金を支払ったりする責任と義務を負うことになる。

実務的な観点からいえば、改正法が「保証」の概念を認識するに至ったのは、契約締結時に存在する事柄について当事者が保証を与えることが必要な場合があり、また、そういった場合に保証を与えるとすれば契約によって行うのが相当だからである。

重要な事項について保証違反があった場合には、その保証を信頼した当事者は、損失の回復および賠償の支払いを求めることができる。それだけではなく、詐欺の影響やその保証によって生じた重大な錯誤により契約が締結されたときには、保証を信頼した当事者は、契約を解約することや契約の効力を争うこともできる。

補償 (Indemnity)

改正法は、「補償」の概念、すなわち、合意によって、一定の状況が発生したことによる金銭的損失について、相手方に対して補償を行う義務を負うことも認めている。補償条項を置くことにより、当事者は、契約に関連して損失が生じるリスクを当事者間で配分することができる。もっとも、補償というのは責任とは異なる。補償は、契約上別段の定めがない限り、契約上の義務違反に関する損失を回復することはできないが、その反面、契約が未締結であったり無効であったりしても、損失を回復することができる。

義務を履行するのが不能なことによって生じた損失や、第三者や国からの請求によって生じた損失も、補償によって回復することのできる損失に含まれる。当事者は、補償される金額やその金額を算定する手続を契約で定めておくべきである。裁判所が補償の金額を減額することができるのは、当事者が故意に損失を拡大させた場合のみである。

差止め (Injunction)

改正法の下で、債権者は、意図的になされる債務者の義務違反行為を差し止める権利を有することとなった。この権利は、補償とは独立に行使することができる。

解約料 (Termination fee)

経済的不況の場合には、契約関係から生じる問題は一層重要である。改正法は、解約料の支払いを条件に、契

約を一方的に解約する権利や契約条件を一方的に変更する権利を、当事者の合意によって付与することを認めている。この権利を付与することが認められるのは、商取引に携わる者の間の義務についてのみである。ここにいう「解約料」は、実務上広く使われることになると思われる。

そうとはいえ、法令上、どのような場合に裁判所が解約料を減額できるのかは明定されていない。この点は、裁判例やさらなる改正法によって明らかにされることが期待される。

権利の放棄 (Waiver)

別の重要な改正点として、当事者が契約上の権利を放棄することが認められたことが挙げられる。当事者がいったん契約上の権利を放棄すると、その後、その当事者は、その権利の発生原因が再度生じない限りは、その権利を行使することができなくなる。

もっとも、この権利の放棄という制度が実際に使われることになるかどうかは、ロシアの裁判所が権利の放棄の制度をどう解釈・運用していくかに大きく左右されることが考えられる。

3. 義務の履行

債権の履行手続についての債権者間の合意

改正法で新たに導入された制度として、「債務者に対する債権の履行手続についての債権者間の合意」がある。この合意の当事者は、債権の優先順位を決めることができ、均等でない割合での債権の履行を認めることができる。

この合意は、法令が定める債権の履行の割合に優先する。合意に参加した債権者は、合意した割合と異なる履行を債務者から受けた場合には、その合意の下でほかの債権者が権利を有する分を移転する義務を負う。

債権者間の合意がどう適用されるかは、ロシアの裁判所が実務上これをどう解釈していくかに大きく左右される。債権者の合意は、おそらく、倒産手続において、法令が定めるのとは異なる履行の優先順位について債権者が合意するという形で使われるものと思われる。

金銭債務の利息

金銭債務の利息に関する民事法の改正に関して最も争いのあったのは、いわゆる「法定利息」である。改正法の下で、金銭債務の債権者は、債務者に対し、その金銭の使用に供された期間に対応する利息を請求することができる。当事者は、契約によって、この金銭債務の利息を排除することができる。

利息の利率は、それが契約上定められていない場合には、ロシア銀行が行うリファイナンスレートと同じである。現時点での利率は年利 11%となる。

ロシア財務省が明らかにしたところでは、元本債務の免除に伴って、この利息が免除された場合、その免除益は、非事業所得に含まれる。契約において法定利息が排除されている場合には、この利息債権とそれによる所得

(ないし損失)は発生しない。したがって、税務当局との紛争を避けるためには、分割払いを定める既存の契約を改訂して、法定利息は元本の支払いの遅延があった時点から発生すると合意するのが望ましい。

条件

改正法は、ロシアの民事取引実務において形成されてきた「条件付履行」を法令に取り込んだ。これによれば、相手方がある行為を行うこともしくは行わないこと、または契約上定められた状況が生じることを条件として、自身の義務を履行することとすることができる。ここにいう契約上定められた状況は、いずれか一方の当事者が任意に生じさせるものであってもよい。

ロシアの裁判所の実務では、個々の権利や義務だけではなく、契約全体にも、条件を付すことを認めてきた。ロシア連邦最高裁判所は、条件を使う場合として、例えば、(ア)買主の代金支払義務を銀行が保証することを条件として、売買契約を締結するとか、(イ)貸主が建物の所有権を登記することを条件として、建築された建物の賃貸借契約を締結するとかいうような場合を認めてきた。

もっとも、条件付履行を認めるものだといっても、改正後の法令の下では、ここにいう条件を債務者の完全に随意の条件とすることはできない。例えば、「債務者が望んだ場合には、債務者は、契約上の支払いを行うものとする」というような条件を定めることはできない。

弁護士 小林 英治
ejji.kobayashi@amt-law.com
 弁護士 磯山 海
kai.isoyama@amt-law.com

協力事務所: ALRUD
<http://www.alrud.com/>

3. 【ブラジル】コンプライアンス・プログラムに関するガイドラインの公表

1. はじめに

ブラジルの競争法当局(CADE)は、近年、ガン・ジャンピング、リニエンシー、和解、水平型企業結合等、競争法に関する様々なガイドラインの作成を進めており、それらのガイドライン(またはそのドラフト)を公表している。

そのひとつとして、今年 1 月には、競争法の分野におけるコンプライアンス・プログラム(以下「コンプライアンス・プログラム」という。)に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)が公表された。また、今年の 2 月には、ガイドラインの英訳も公表されている

(<http://en.cade.gov.br/topics/publications/guidelines/compliance-guidelines-final-version.pdf>)。そこで、今回はガイドラインについて簡単に紹介したい。

2. ガイドラインの性質とコンプライアンス・プログラムの目的

ガイドラインには、コンプライアンス・プログラムに関してCADEが推奨する事項が記載されている。もともと、ガイドラインは、法律上の拘束力を有する命令ではなく、コンプライアンス・プログラムの唯一のモデルを示すものでもない。競争法に関するリスクは、企業の規模、業種、市場における地位等に応じて異なるため、ガイドラインで推奨されている事項のうち、各企業がその事情に応じて必要と考えるものを、そのコンプライアンス・プログラムに取り入れることが期待されている。大企業に限らず、中小企業もガイドラインをふまえてコンプライアンス・プログラムを実施すべきである。

コンプライアンス・プログラムの目的は、大きく分けて2つある。ひとつは、競争法違反が行われやすい状況を特定し、違反行為が行われるリスクを最小化することである。もうひとつは、違反行為を発見し、それに対する対処法や手続きを定めることである。

3. 有効なコンプライアンス・プログラム

前述のとおり、コンプライアンス・プログラムの内容は企業ごとに異なる。もともと、ガイドラインでは、すべての有効なコンプライアンス・プログラムに共通する要素として、以下の4つが指摘されている。

(1) 実施

コンプライアンス・プログラムは、見せかけのものであってはならない。すなわち、各企業は、単にコンプライアンス・プログラムを作成するだけでなく、実際に実施しなければならない。それにあたっては、以下の事項が重要とされている。

- 経営陣がコンプライアンス・プログラムに積極的に関与する、トップダウン型の姿勢を示すこと
- 予算や人員等の面で、コンプライアンス・プログラムに十分なリソースが配分されていること
- コンプライアンス担当の責任者が、企業の意思決定に関与できるような地位にあり、経営陣から独立していること

(2) リスクの分析

各企業は、その競争法上のリスクを分析し、リスクが高い分野におけるコンプライアンス活動を重点的に行わなければならない。また、リスク分析の手法を明確にしておくことも重要とされている。

(3) リスクの軽減措置

(a) コンプライアンスの教育とコミュニケーション

従業員等に対して、その地位や競争法上のリスクの程度に応じて、コンプライアンス教育を定期的に行うことが望ましい。また、従業員とコンプライアンスの担当者との双方向のコミュニケーションを確保することにより、従業員がコンプライアンスに関する疑問を担当者に伝え、指導を受けられるようにすることも重要である。なお、社内の行動規範がある場合には、競争法のコンプライアンスに関するルールも行動規範に含めるべき

である。

(b) モニタリング

コンプライアンス・プログラムの実施状況のモニタリングも必要である。また、「ホットライン」を作る等、企業と従業員等との間のコミュニケーションの手段を設けることにより、コンプライアンス違反に関する報告等を匿名で受け付けることも重要である。企業はその報告等の秘密を守るとともに、それに対処する能力を有していなければならない。

(c) 書面化

コンプライアンスに関する事項は、適切に書面化されなければならない。

(d) 違反に対する懲戒処分

コンプライアンス・プログラムに違反した従業員等に対する懲戒処分も定める必要がある。

(4) 定期的な検討

市場の変化等に応じて、競争法に関するリスクは常に変化する。そのため、コンプライアンス・プログラムの定期的な検討と見直しも必要である。

4. 罰則への影響

企業が競争法に違反した場合、その企業がコンプライアンス・プログラムを有していたというだけで、課徴金等の罰則が必ず軽減されるわけではない。しかし、ガイドラインでは、有効なコンプライアンス・プログラムの存在による以下のメリットが指摘されている。

なお、罰則やリニエンス、和解等の概要については、AM&T アジア・新興国 Legal Update 2015 年 6 号 (https://www.amt-law.com/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_150619.pdf) の「1 【ブラジル】カルテルに対する罰則、リニエンスおよび和解制度」を参照されたい。

(1) リニエンスや和解

有効なコンプライアンス・プログラムにより、企業が自らの競争法違反を早期に発見する可能性が高まる。当該違反行為について最初にリニエンスを申し立てた企業に対してのみリニエンスが認められるため、違反行為の早期発見によりリニエンスが認められ、課徴金の減額や刑事責任の免除が認められる可能性も高まる。

これは和解にもあてはまる。すなわち、最初にリニエンスを申し立てた企業以外についても、CADE との和解が認められ、支払金額が減額される可能性はある。和解を申し立てた順番によってその減額率が異なるため、和解との関係でも違反行為の早期発見にはメリットがある。

(2) CADE への相談

コンプライアンス・プログラムにより、企業が競争法違反の可能性について疑問を持ち、CADE に相談する機会が増える。CADE は、競争法の解釈に関する相談に対して回答する権限を有するため、CADE に相談することにより、企業は競争法に違反するリスクを軽減できる。

(3) 課徴金の金額等への影響

CADE が課徴金の金額等を決定するにあたり、コンプライアンス・プログラムが企業にとって有利な情状と評価されることもある。すなわち、有効なコンプライアンス・プログラムの存在は、競争法に違反した企業が善意であったことや、違反行為から生じた経済的悪影響が小さいことの証拠であると取り扱われ、その結果、課徴金が減額される可能性がある。

なお、有効なコンプライアンス・プログラムの存在については、企業が立証責任を負う点に留意する必要がある。

5. 個別の問題点

ガイドラインでは、競争法上特に問題になるものとして以下の4つが挙げられており、これらに対する対処法等についても触れられている。

- カルテル
- 入札談合
- 業界団体等の会合
- 支配的な地位を有する企業による競争者を排除する可能性のある単独行為や垂直的取引における制限

弁護士 石井 淳
jun.ishi@amt-law.com
 ブラジル法弁護士 Guilherme Martins Bouzan
guilherme.bouzan@amt-law.com

4. 【シンガポール】会社法改正アップデート:二段階目の改正と改正後の状況

シンガポール会社法(Companies Act)の改正法(「改正法」)の成立及び施行については、2014 年 12 月、2015 年 8 月のニュースレターでそれぞれ触れていたが、2016 年 1 月 3 日、未施行であった二段階目の改正部分も施行され、ついに改正法が全面施行されるに至った。本稿では、当該二段階目の施行の内容について説明を加えた上で、改正法施行後の実務の状況も踏まえつつ解説することとする。

1. 二段階目の改正の概要

2015 年 8 月のニュースレターで取り上げたとおり、二段階での施行が決まっていた改正法は、2015 年 7 月 1 日に一部が施行され、施行未了の部分については、会計及び会社規制管理局(ACRA)のシステム整備に要する時間に鑑み、2016 年の第一四半期にずれ込むことが予想されていた。当該予想に沿う形で、ACRA は、2015 年 11 月 5 日、翌年 1 月 3 日に施行未了の部分を実施することを発表した。これにより全面的に施行されることとなった改正法においては、全体として、会社に対する規制軽減、柔軟なビジネス設計の許容、コーポレートガバナンスの強化等の趣旨が盛り込まれている。

今回の二段階目の改正における最大の改正点は、非公開会社(private company)について、ACRA のオンライン登録システム上登録されている会社の情報が、それ自体として、一定の法的に推効力を有する情報として管理されるようになった点であると考えられる。当該改正に伴い、本年 1 月に ACRA のシステム全体が刷新され、現在は新しいシステムでの運営が行われている。この点の詳細については、次項以降において解説することとする。

2. 特筆すべき改正内容

(1) ACRA 登録関連の改正点

上述のとおり、非公開会社につき、ACRA における登録情報に関する法的な位置付けが変更された点は、今回の改正法における最も重要なポイントである。具体的には、ACRA により管理される電子的な株主登録情報(Electronic Register of Members)が、一定の法的効力を有する情報として取り扱われることになり、非公開会社は改正法の下で旧システムに基づく株主名簿を更新する必要がない一方、ACRA に登録している電子的な株主登録情報の更新を行う義務を課されることとなった。この点は、例えば、株式譲渡を行う場合、当該譲渡の効力が、旧システムの下での株主名簿の書換え時点ではなく、ACRA に登録している株主登録情報の更新時に発生することになる点において、実務的にも影響のある改正事項である。なお、あくまで ACRA の登録情報には、登録されている者が株主であることを推定する効力があるに過ぎないため、仮に争いが生じた場合には、ACRA の登録情報以外の株式譲渡証書や旧株主名簿の内容、株券の所在等により当該推定を覆すことも可能である点は、実務的に留意すべきポイントである。

また、旧法の下では取締役、秘書役(company secretary)、会計監査人(auditor)が ACRA のシステム上自身の住所を登録しなければならなかったところ、改正法の下では住所以外の所在地(会社の所在地等、連絡のつく場所であれば一般に認められると考えられている。)も登録できるようになり、取締役等のプライバシー保護の実務上の要請に応える形となった。この点は、新たに当地に設立された会社の取締役に就任するに当たり、自己の住所を公開することが必ずしも要求されなくなった点において、シンガポールへの進出を考える日系企業にも影響のあり得る改正点である。

(2) 定款の一本化

従前、シンガポールの定款は、基本定款(Memorandum of Association)と付属定款(Articles of Association)とに分かれており、その両者をもって一つの定款の概念が構成されていた。もっとも、実務上当該 2 つの文書が並存している必要性は乏しく、合理性の観点から、今回の改正法の下では、定款は一本化された単一の文書

(Constitution)として扱われることになった。ただし、従前のプラクティスに基づき基本定款及び付属定款を有する会社は、あえて当該文書の内容を改訂する必要はなく、自動的に当該 2 つの文書が併せて改正法の下での Constitution に該当するものとみなされる。この点において、既に進出を果たしている日系企業における影響は限定的である。

(3) 株主の権利関係

非公開会社の多い日系企業には比較的關係性の薄い改正であるが、従前株主総会において投票を行う際に選任できる議決権行使代理人が各株主につき 2 名までとされていたのが、改正法においてはノミニーサービスを提供する会社等については 3 名以上選任できるようになった。これにより、ノミニーサービスを提供する会社等について、議決権の行使の幅が広がり、受益者の利益に応えやすくなった点は、株主の議決権行使の促進の観点からは重要な改正点である。

また、公開会社のみに適用される改正点ではあるが、株主総会の投票の際に 1 株 1 議決権の原則が従前は厳格に適用されていたのに対し、改正法では、定款で異なる定めを行うことが可能になった点も重要である。これにより、公開会社は、旧法の下でも柔軟な制度設計が可能であった非公開会社と同様、議決権制限株式や複数議決権株式等、多様な種類の株式を柔軟に設計できるようになった。

(4) その他の改正点

その他、外国会社のシンガポール支店における居住代理人の最低人数の引き下げ、公開会社等における取締役の年齢制限(70 歳以上の取締役の任命の際の特別手続)の撤廃、株主総会における投票請求権の要件の緩和、財務諸表等の取締役会による訂正手続の導入、取締役が第三者に対して損害を賠償した際の会社による取締役に対する補償の許容等、多岐にわたる改正が同時になされた。

3. 改正法施行後の状況

ACRA のシステム刷新は、実務上は大きな変更点であり、昨年末から本年初頭にかけてのシステムアップデート作業の完了後、会社情報の登録に係る実務が如何に変わるかについては、現地の実務家も注意深く状況を見守っていたところである。実際に、ACRA のシステム刷新後は、登録に際してのシステムエラーが頻発する事態が報告されており、ACRA における登録情報が法的にも重要な位置付けに変更されていることを踏まえると、ACRA における登録の更新に要する時間をより余裕をもって配分する必要が生じている場面が見受けられる。他方において、上述のとおり、あくまで ACRA の登録情報には、登録されている者が株主であることを推定する効力があるに過ぎないのであり、例えば株式譲渡の取引において、従前の株券の発行や株主名簿の更新手続も改正法施行前とほぼ同様の重要性を有しているため、取引における手続全体に大きな変更が生じていることはない。

また、2015 年 8 月のニュースレターで触れた監査免除要件の拡大(小会社の概念の導入)の改正についても、小会社に該当して監査義務が免除される要件として、①年間の売上が 1 千万シンガポールドルを超えないこと、②総資産額が 1 千万シンガポールドルを超えないこと等が要求されるところ、当該要件への該当の有無は、当該企業のグループ全体の合計により判断されることになることで実務上の考え方も確定していると思われる。したがって、多くの現地日系企業は、親会社を含めたグループ全体としての規模の点から、結局上記要件を充たすこと

ができず、少なくとも日系企業については監査義務の免除の範囲が大きく拡大していることはないように思われる。その他、financial assistance に関する規制の撤廃・緩和やスキームオブアレンジメントの適用範囲の拡大についても、一定の取引の中での検討において、意識される場面も散見される。

今回の改正法は、シンガポールの会社法についての歴史的な大改正を行うものであった。日系企業に直接影響を及ぼす可能性のある改正点は、当職らの解説したものを含む限定的なものであるが、当該改正点の実務面への影響については、まだ十分に顕在化していないものも多いと思われ、現地において事業を営む日系企業においても十分に意識しておく必要がある。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 弁護士 高橋 玄
gen.takahashi@amt-law.com

5. 【ブラジル】アポステイーユに関するハーグ条約の批准

1. 現状の文書認証手続き

ブラジル政府は、2015 年 12 月 2 日、「外国公文書の認証を不要とするハーグ条約」(以下「アポステイーユ条約」という。)に加盟した。アポステイーユ条約の目的は、ある国の文書を別の国において公的に利用する場合に要求される領事による認証手を省略することであり、1961 年の制定以後、ブラジルは同条約の 111 ヶ国目の加盟国となる。アポステイーユ条約は、ブラジルに対し、本年 8 月 14 日から効力を生じる。

ブラジルはアポステイーユ条約に永年にわたり加盟していなかったために、現在、ブラジルにおいて行政機関や裁判所といった公的機関に提出する書類(各種証明書、委任状等)や提出する可能性のある書類(契約書等)を日本国内で作成・取得する場合には、公証人による公証および外務省による公印の認証を経た上で、ブラジル領事館において領事の認証を受けるという非常に煩雑な手続きを経る必要があり、ブラジルに進出しようとする日本企業または進出後の日本企業にとって時間的・金銭的負担を生じさせていた。

2. アポステイーユ条約発効後の手続き

上記のとおり、アポステイーユ条約は、ブラジルに対し、本年 8 月 14 日から効力を生じるが、その後は、ブラジル国内で公的に使用される文書について、ブラジル領事館における認証を受ける必要がなくなり、代わりに、日本の外務省が所管するアポステイーユを取得すれば足りることになる。例えば、委任状の場合には、公証役場における署名認証を受けた上で、外務省においてアポステイーユの取得手続きをすれば良いことになる。

もっとも、アポステイーユの取得については、東京都、神奈川県および大阪府内の公証役場においては、いわゆる「ワンストップサービス」が行われており、公証人による署名認証に加えてアポステイーユの付与も受けることができるため、公証人による署名認証が行われる書類(委任状、契約書等)については、公証役場のみで外務省に

出向くことなく必要な手続きを終えることができることになる。これにより、現在の取扱いに比べ、時間・手間を大幅に節約することが期待できる。

なお、ブラジルの公的機関に提出する書類については、アポスティーユの取得後、公証翻訳人によるポルトガル語への翻訳および登記所(Cartórios de Registro de Títulos e Documentos)への登録が必要となる点については、現在と取扱いに変更はない。

また、アポスティーユ条約の発効後、ブラジル国内で作成された文書を、日本を含むアポスティーユ条約の締約国において公的に使用する場合には、ブラジル国内の登記所(Cartórios de Registro de Títulos e Documentos)において、連邦司法評議会(Conselho Nacional de Justiça)の定める規則に従って、アポスティーユを取得することになる。

3. 対象となる文書

アポスティーユの対象となり得る文書は非常に幅広いが、概ね以下のようなものが挙げられる。

- 裁判所や検察官により発行される書類
- 行政文書
- 公証人の作成した文書
- 私文書の存在や署名に関する公的な証明書(公証人による公証を含む。)

弁護士 福家 靖成
yasunari.fuke@amt-law.com
 ブラジル法弁護士 Guilherme Martins Bouzan
guilherme.bouzan@amt-law.com

6. 【トルコ】イスタンブール証券取引所の新規上場要件

イスタンブール証券取引所(Borsa Istanbul)は、2015年8月31日付で新しい上場規則(Listing Directive)(以下「新上場規則」という。)を公表し、従来の規則(2004年6月24日施行)に基づく上場ルールを改定した。この改定においては、従来の規則に見られたトルコ企業と外国企業の新規上場要件に関する制度上の差を撤廃する改定もされている。具体的には、従来は外国企業の新規上場には大臣の認可が必要とされていたが、新上場規則の下では不要とされた。また、従来の規則においては本国で上場していることが要件とされていたが、新上場規則において当該要件は廃止された。外国企業の上場を促進するというイスタンブール証券取引所の意図がうかがえる。

以下では、イスタンブール証券取引所のエクイティ市場の構成を概観した後、新上場規則における新規上場要件の概要をまとめる。

1. イスタンブール証券取引所のエクイティ市場

新上場規則においては、イスタンブール証券取引所のエクイティ市場の構成が全面的に改定された。新上場規

則において、市場は次のとおり区分されている。

	取引市場	概要
1	Star Market	市場で取引される時価総額が 100 百万トルコリラ(約 40 億円)以上である株式又は BIST インデックス 100 を構成する株式が取引される市場。
2	Main Market	市場で取引される時価総額が 25 百万トルコリラ(約 10 億円)以上 100 百万トルコリラ(約 40 億円)未満である株式が取引される市場。
3	Emerging Companies Market	市場で取引される時価総額が 25 百万トルコリラ(約 10 億円)未満である株式が取引される市場。
4	The Collective Investment Products and Structured Products Market	投資信託証券・ワラント債等が取引される市場。
5	Close Watch Market	財務上の理由等により上記 1 ないし 4 の取引市場で取引できなくなった株式等が取引される市場
6	Qualified Investors Market	適格機関投資家のみの間の取引市場。

2. 新規上場要件

新上場規則においては、上記の取引市場ごとに異なる新規上場要件が定められている。各取引市場への新規上場申請に共通して必要とされる要件、並びに Star Market 及び Main Market における新規上場要件の概要は以下のとおりである(なお、各取引市場の新規上場要件は新上場規則においてより詳細に定められている。以下は概要の記載であることに留意されたい。)

(1) 共通要件

- ・ 直近 2 年間の独立した会計監査人による監査済の財務諸表において、会社の総資産が 10 百万トルコリラ(約 4 億円)以上、純売上高が 5 百万トルコリラ(約 2 億円)以上で、かつ、資本金及び法定準備金に欠損が出ていないこと
- ・ イスタンブール証券取引所の透明性、効率性、安定性、公平性及び競争性が阻害されないこと(この判断においては、イスタンブール証券取引所の取締役会が裁量を有している。)
- ・ 会社並びにその取締役、ジェネラルマネージャー及び支配株主が、過去に一定の犯罪(横領、贈賄、証券取引・銀行取引等に関する犯罪等)に係る刑事罰を科されておらず、かつ(その他の犯罪も含め)故意犯で 5 年以上の懲役に処されていないこと(但し、ワラント債等の一定の証券の上場及び Qualified Investors Market における発行については、本要件は適用されない。)

(2) Star Market 及び Main Market においては、以下の要件が追加的に課される。

- ・ 設立から 2 年以上が経過しており、原則として、直近 2 年間に於いて 3 ヶ月以上の業務停止がなく、破産・

清算の申立て等もないこと。

- ・ 財務状態に照らして会社の継続性に問題がないこと。
- ・ 株式について株主権の制限がなく、定款上、株式の発行・譲渡の制限もないこと。
- ・ 業務に支障を生じさせるおそれのある法的紛争がないこと(設立、運営及び株式に法令違反がないことに
関する法律意見書の提出が必要とされる。)
- ・ 以下の(a)又は(b)の要件を満たすこと。

	Star Market の場合		Main Market の場合	
	(a)	(b)	(a)	(b)
上場株式の時価総額	250 百万トルコリラ(約 100 億円)以上	100 百万トルコリラ(約 40 億円)以上	50 百万トルコリラ(約 20 億円)以上	25 百万トルコリラ(約 10 億円)以上
会社の時価総額	10 億トルコリラ(約 400 億円)以上	400 百万トルコリラ(約 160 億円)以上	—	—
監査済財務諸表における EBITDA	直近 2 年においてプラスであること	直近 2 年においてプラスであること	直近 2 年においてプラスであること	直近 2 年においてプラスであること
資本金の額に対する上場株式の額面額の割合	5%以上	10%以上	15%以上	25%以上
直近の監査済財務諸表における資本金の額に対する株主資本の割合	75%超	100%超	100%超	125%超

3. 上場外国企業に認められる簡易手続

新上場規則は、外国において上場している外国企業に対して、イスタンブール証券取引所において迅速に上場する途を用意している。具体的には、外国の証券取引所の主要市場において取引されている株式等については、イスタンブール証券取引所の取締役会が認める場合、新規上場要件の審査を経ることなく、目論書又は発行書類について資本市場委員会(Capital Market Board)の承認を経ることの上場することができるとされている。この方法が利用できれば、外国の上場企業がイスタンブール証券取引所の市場において上場するハードルは必ずしも高くはないといえよう。

弁護士 山神 理
michi.yamagami@amt-law.com
 弁護士 江本 康能
yasutaka.emoto@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

✂ 5月25日、タイ・バンコクにバンコクオフィスを開設し、業務を開始しました。

名称: アンダーソン・毛利・友常法律事務所 バンコクオフィス
(Anderson Mori & Tomotsune (Thailand) Co., Ltd.)

代表: 弁護士 安西 明毅

所在地: 12th Floor, Unit 1206 Mercury Tower, 540 Ploenchit Road
Lumpini Sub-district, Pathumwan District, Bangkok 10330, Thailand

TEL: +66-2-658-5670(代表)

✂ 前田敦利弁護士、高橋玄弁護士、Ng, Sook Zhen 弁護士が下記セミナーの講師を務めます。

セミナー名:「シンガポールにおける紛争解決の最新動向」

日時:2016年6月14日(火)14:00～16:00(開場:13:30)

会場: アンダーソン・毛利・友常法律事務所 13 階会議室

受講費: 無料

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins13.html>にてご覧いただけます。